

災害公営住宅

災害公営住宅の入居開始時期について



災害公営住宅は来年春入居開始予定

災害公営住宅・3団地の建設を進めています

町では、熊本地震の被災者支援および震災からの創造的復興のため、甲佐地区、乙女地区、白旗地区の3地区に、合計52戸の「災害公営住宅」の建設を進めています。

- 建設戸数
・甲佐団地(仮称) 30戸
・乙女団地(仮称) 12戸
・白旗団地(仮称) 10戸

乙女・白旗団地(仮称)の建設業者が決定しました

この建設事業は県の「くまもとアートポリス」の参加事業として進めています。建設業者の選定は県により手続きが行われており、県内の業者による一般競争入札で

入札を実施しました。乙女・白旗団地(仮称)について、昨年11月と今年1月に行われた2回の入札は不調に終わりましたが、今回2月に入札が行われ、業者が決定しました。

- 入札1回目
・公告 平成29年10月17日(火)
・開札 平成29年11月9日(木)
・結果 不調
入札2回目
・公告 平成29年12月14日(木)
・開札 平成30年1月18日(木)
・結果 不調
入札3回目
・公告 平成30年1月26日(金)
・開札 平成30年2月21日(水)
・結果 決定

平成31年春に入居開始を予定しています

当初の予定では、乙女・白旗団地(仮称)は6月、甲佐団地(仮称)は10月に入居開始としていましたが、2回の入札不調により、3団地とも、平成31年春に入居開始を予定しています。詳細な日程などについては、決定次第お知らせします。

町建設課 096-234-1183(内線161)

国民年金

国民年金保険料付加年金制度のご案内



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

国民年金付加年金制度とは

国民年金第1号被保険者(国民年金に加入している方)ならびに任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)が、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができる制度です。

- 定額保険料の月額 16,490円(平成29年度)
付加保険料の月額 400円

付加年金額

付加年金額は、「2000円×付加保険料納付月数」です。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料月額400円を上乗せして納めた場合、40年間で

総額192,000円を余分に支払うこととなりますが、年金を受け取る時に月額96,000円加算されますので、2年間で取り戻し、その後の分は支払った金額より多くもらえます。

付加保険料納付の際の注意点

- 付加保険料を納めていた際、次の6つの点に注意してください
①付加保険料の納付は、申し込んだ翌月からとなります。
②付加保険料の納期限は翌月末日と定められております。
③月末が土曜日、日曜日、休日などにあたる場合および年末の納期限は、翌月最初の金融機関などの営業日となります。
④納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
⑤付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
⑥国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

お申し込み・お問い合わせ先 熊本東年金事務所 096-367-8144

町住民生活課 096-234-1113(内線104)

埋蔵文化財

「遺跡」とは昔の人々が生活していた場所のことです

「文化財保護法」では「埋蔵文化財包蔵地(遺跡)を保護する措置がとられています。包蔵地内で住宅建設や宅地造成など、土地の掘削を伴う工事を行う場合には事前に届出が必要です。

町内には、包蔵地が37カ所あり、建築・建設予定地が該当する可能性があります。着工直前や工事中に判明した場合には、その時点で工事を一度中断して発掘調査を行う必要が生じ、工期が延長する可能性もあります。したがって、円滑な工事の実施のためにも、工事が計画が具体化した時点などなるべく早い段階で町教育委員会社会教育課に確認をお願いします。

住宅などを新築する際は遺跡の確認を



詳しくは町教育委員会社会教育課へ

遺跡の確認は施工業者を通してお願いします

まず、施工主は工事業者に社会教育課へ埋蔵文化財包蔵地の確認を依頼し、その際、工事業者は建築予定地の地番や地図、図面などを準備ください。確認を怠った場合には、工事の中断や「文化財保護法」の違反となる場合があります。

また、地震による建替工事においても、確認が必要です。

遺跡内であっても、工事ができないわけではありません

建築・建設予定地が包蔵地内であるからといって、工事ができないということはありません。届出を行い、社会教育課による事前調査(建築・建設予定地を一部掘削させていただきます)や掘削時の立会などによって遺跡に影響がなければ、そのまま着工することができます。

もし、出土物があった場合にも、文化財の専門職員が発掘調査を行うことによって、工事を進めることができます。

これらの事前調査に要する費用は、社会教育課が負担します。

町教育委員会社会教育課 096-234-2447(内線322)

男女共同参画

睡眠を妨げる要因が男女によって異なる!?

厚生労働省の国民健康・栄養調査によると、下のグラフのとおり、睡眠の妨げとなっていることが、女性では家事(21・0%)、男性では仕事(37・7%)となっています。

このことは、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識によるものとも考えられます。

一方で、男性の長時間労働により、家事などへの主体的な参画を困難にし、結果として女性が多くを担う状態となっているとも考えられます。

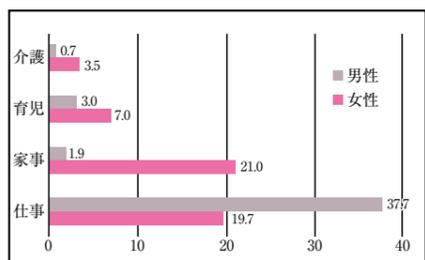
固定的役割分担意識の解消を図ると同時に、多様性を活かした働

男女共同参画社会を目指しましょう



カジダン・イクジイを募集します!

睡眠の確保の妨げとなっていること



平成27年国民健康・栄養調査報告により作成

カジダン・イクジイ募集!

男性のみならず、男女共同参画について考えていただくために、家事や育児などを積極的に行う「家事男(カジダン)」・「イクメン(育児に励む男の人のこと)」・「育爺(イクジイ・孫の育児を手伝うおじいさんのこと)」を、広報紙などで紹介させていただきます。取り組まれていることやご意見を写真とともに、町総務課まで応募ください。

お申し込み・お問い合わせ先 町総務課 096-234-1140

町総務課 096-234-1140(内線223)